



野生第 345 号

令和 5 年（2023 年）8 月 3 日

北海道環境審議会

会長 中村 太士 様

北海道知事 鈴木 直道



道指定鳥獣保護区及び特別保護地区の指定について（諮問）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 28 条第 9 項の規定及び法第 29 条第 4 項において準用する法第 4 条第 4 項の規定に基づき、道指定鳥獣保護区及び道指定鳥獣保護区特別保護地区の指定について諮問します。

記

＜諮問の理由＞

道では、狩猟を禁止し、鳥獣の安定した生存を確保するとともに多様な鳥獣の生息環境を保全等することにより鳥獣の保護を図ることを目的として、鳥獣保護区及び特別保護地区を設定しているところですが、オホーツク総合振興局管内斜里町に位置する涛釣沼及び令和 5 年 9 月 30 日をもって存続期間が満了する道指定鳥獣保護区特別保護地区について、鳥獣の保護を図るために重要な区域であると認められることを踏まえ、鳥獣保護区及び鳥獣保護区特別保護地区の指定に当たって意見を求めるものです。

- 1 涛釣沼鳥獣保護区【指定】
- 2 恵岱別鳥獣保護区特別保護地区【指定（再指定）】
- 3 大島鳥獣保護区特別保護地区【指定（再指定）】
- 4 占冠鳥獣保護区特別保護地区【指定（再指定）】
- 5 幾寅鳥獣保護区特別保護地区【指定（再指定）】
- 6 朝日鳥獣保護区特別保護地区【指定（再指定）】
- 7 藤山鳥獣保護区特別保護地区【指定（再指定）】
- 8 達布鳥獣保護区特別保護地区【指定（再指定）】
- 9 羽幌鳥獣保護区特別保護地区【指定（再指定）】
- 10 枝幸鳥獣保護区特別保護地区【指定（再指定）】
- 11 ピヤシリ鳥獣保護区特別保護地区【指定（再指定）】
- 12 歴舟川鳥獣保護区特別保護地区【指定（再指定）】
- 13 雌阿寒鳥獣保護区特別保護地区【指定（再指定）】
- 14 上茶路鳥獣保護区特別保護地区【指定（再指定）】
- 15 尾幌鳥獣保護区特別保護地区【指定（再指定）】

(環境生活部自然環境局野生動物対策課)



環 境 審 第 10 号

令和5年(2023年)8月3日

北海道知事 鈴木 直道 様

北海道環境審議会会長 中村 太二



道指定鳥獣保護区及び特別保護地区の指定について(答申)

令和5年8月3日付け野生第345号で諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、次のとおり意見を附して原案を適当と認める旨決議したので答申します。

記

- 1 涛釣沼鳥獣保護区については、今後の特別保護地区の指定の必要性について検討すること。
- 2 大島鳥獣保護区大島特別保護地区については、アナウサギやドブネズミによるオオミズナギドリの繁殖などへの影響が生じていることに関して、関係機関等と協力しつつ、適切に対処すること。